

高知大学医学部附属病院薬剤部規則

平成16年4月1日
規則第264号

最終改正 平成30年2月13日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第9条第5項の規定に基づき、薬剤部の組織及び業務等について、定めるものとする。

(室及び室長)

第2条 薬剤部に、その業務を分掌させるため、次の各号に掲げる室を置く。

- (1) 薬務室
- (2) 薬剤管理室
- (3) 調剤室
- (4) 製剤室
- (5) 試験・研究室
- (6) 薬品情報室
- (7) 臨床研究・高難度医療支援室
- (8) 病棟薬剤業務室

2 前項の各室に、室長を置く。

(薬剤師)

第3条 薬剤師は、上司の指揮監督の下に当該室の業務を処理する。

(薬務室の業務)

第4条 薬務室においては、次の業務を処理する。

- (1) 病院の薬事に係る業務及び薬剤部業務の庶務に関すること。
- (2) 薬品の需給計画及び調整に関すること。
- (3) 物品及び機器等の購入計画、保管に関すること。
- (4) 薬務に関する調査、統計及び報告に関すること。
- (5) 麻薬、覚せい剤原料、向精神薬及び血液製剤等の適正管理に関すること。
- (6) 薬事委員会の庶務に関すること。
- (7) 医薬品に関する情報の周知に関すること。
- (8) その他各室の所掌に属しない業務に関すること。

(薬剤管理室の業務)

第5条 薬剤管理室においては、次の業務を処理する。

- (1) 注射薬等（麻薬及び覚せい剤原料を含む。）の供給に関する事。
- (2) 病棟及び外来診察室で使用する処置用医薬品等の供給に関する事。
- (3) 注射薬及び処置用医薬品の管理に関する事。
- (4) 注射薬セット自動化システム等医薬品供給用機器の維持及び運用に関する事。
- (5) 薬品（麻薬及び覚せい剤原料を含む。）の検収、出納、保管に関する事。
- (6) 注射処方せんの調査、統計及び報告に関する事。

(調剤室の業務)

第6条 調剤室においては、次の業務を処理する。

- (1) 外来及び入院処方せんによる調剤に関する事。
- (2) 調剤用薬品（麻薬及び覚せい剤原料を含む。）の受払い及び保管に関する事。
- (3) 調剤薬の監査及び交付に関する事。
- (4) 調剤技術の検討に関する事。
- (5) 処方せんの整理及び保管に関する事。
- (6) 処方せんの調査、統計及び報告に関する事。
- (7) 調剤用機器の維持及び運用に関する事。
- (8) 外来患者の服薬指導に関する事。

(製剤室の業務)

第7条 製剤室においては、次の業務を処理する。

- (1) 院内特殊製剤の使用に関する事。
- (2) 院内特殊製剤の調製に関する事。
- (3) 製剤処方書の検討に関する事。
- (4) 点眼、注射、その他の容器及び器具類の洗浄、滅菌に関する事。
- (5) 製剤用薬品及び調製薬剤の受払い及び保管に関する事。
- (6) 製剤用機器の維持及び運用に関する事。
- (7) 製剤の評価、統計及び報告に関する事。

(試験・研究室の業務)

第8条 試験・研究室においては、次の業務を処理する。

- (1) 薬品及び院内製剤の品質試験に関する事。

- (2) 薬剤学的及び製剤学的研究に関すること。
- (3) 試験・研究結果の発表、論文に関すること。
- (4) 試験・研究用薬品の受払い及び保管に関すること。
- (5) 試験・研究用機器の維持及び運用に関すること。
- (6) 研修生及び実習生の教育及び指導に関すること。
- (7) 試験・研究及び教育の評価に関すること。

(薬品情報室の業務)

第9条 薬品情報室においては、次の業務を処理する。

- (1) 医薬品に関する情報の収集、整理及び周知に関すること。
- (2) 医薬品集の編集に関すること。
- (3) 薬剤マスタファイルのメンテナンスに関すること。
- (4) 薬剤情報用機器の維持及び運用に関すること。
- (5) 図書取扱に関すること。
- (6) 病棟薬剤業務への支援に関すること。
- (7) 未承認等の医薬品の使用に係る支援及び情報収集に関すること。

(臨床研究・高難度医療支援室の業務)

第10条 臨床研究・高難度医療支援室においては、次の業務を処理する。

- (1) 臨床研究の支援に関すること。
- (2) 高難度新規医療技術の支援に関すること。
- (3) 未承認薬及び適応外薬の使用に関すること。
- (4) 治験薬の管理に関すること。

(病棟薬剤業務室の業務)

第10条の2 病棟薬剤業務室においては、次の業務を処理する。

- (1) 病棟薬剤業務に関すること。
- (2) 薬剤管理指導業務に関すること。
- (3) 病棟薬剤業務及び薬剤管理指導業務に関与する薬剤師間の連携に関すること。
- (4) 持参薬鑑別の運用に関すること。
- (5) 処方提案及びプレアボイドに関すること。
- (6) 抗がん剤等の無菌調製業務の支援に関すること。
- (7) 病棟薬剤業務実施に伴う機器類の整備に関すること。

(8) その他病棟での活動に関する調整及び処理に関すること。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、薬剤部の業務等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年5月11日から適用する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日規則第83号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月19日規則第1号）

この規則は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月13日規則第26号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日規則第89号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月13日規則第48号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。